



6. 新エネルギー導入促進事業補助金

地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量の削減及び新エネルギーの導入を促進するため、住宅に新エネルギー活用システムを設置する経費に対して、補助金を交付します。工事着工前に申請してください。

対象者	①市内に住所を有する者又は市内に住所を有する目的で住宅を求めようとする者で、自ら居住する住宅（新築、既存）で使用するために当該システムを新たに設置する者。 ②設置する建築物の敷地及び建物等に建築基準法等の違反がないこと。 ③補助金の交付申請をした年度内に当該システムの設置を完了し、補助金交付請求ができること。 ④設置後の2年間、当該システムの運転等に係る稼働状況を報告すること。 ⑤当該システムは未使用であること。 ⑥市税を滞納していない者
対象建物	①専用住宅及び住宅の床面積が2分の1以上ある店舗等併用住宅。
対象工事	①太陽光発電システム：住宅の屋上等で太陽光を利用して発電する装置等をいう。 ②太陽熱利用システム：住宅の屋上等で太陽熱を利用して温水をつくり、給湯暖房等に用いる温水器をいう。 ③エネファームシステム：LPガス・灯油等を燃料とし、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成されるシステムで、発電時の排熱を住宅において給湯に利用する設備をいう。 ④ペレットストーブシステム：住宅において木製ペレットを燃料として使用する暖房装置をいう。
補助金額	①太陽光発電システム 1kwあたり7万円 上限は28万円 ②太陽熱利用システム 費用の10% 上限は3万円 ③エネファームシステム 費用の3分の1 上限は30万円 ④ペレットストーブシステム 費用の3分の1 上限は5万円 ※補助件数は、予算の範囲内となります。
受付期間	令和4年3月31日（木）まで（内容については要問合せ）

問合せ

見附市 市民生活課 TEL:0258-62-1700(内線172) FAX:0258-62-7062